

ひたちなか市議会総務生活委員会

令和4年3月24日（木） 午前9時58分開議

議事堂第2，第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第33号 ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第34号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第35号 ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議案第36号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第37号 ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第44号 ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例制定について

議案第46号 公の施設の広域利用に関する協議について

2 請願・陳情

請願第25号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関することについて

○出席委員 8名

| | | |
|---------|------|------|
| 総務生活委員会 | 鈴木道生 | 委員長 |
| | 深谷寿一 | 副委員長 |
| | 宇田貴子 | 委員 |
| | 大内健寿 | 委員 |
| | 薄井宏安 | 委員 |
| | 加藤恭子 | 委員 |
| | 鈴木一成 | 委員 |
| | 井坂章 | 委員 |

○欠席委員 0名

○委員外議員 1名 大谷 隆 議長

○説明のため出席した者

| | | |
|-------|-------|-------------------|
| 企画部 | 福地佳子 | 企画部長 |
| | 松本竜宝 | 参事兼企画調整課長 |
| | 石崎聡一郎 | 情報政策課長 |
| | 菅野智史 | 企画調整課企画員 |
| | 藤井亮太 | 情報政策課主任 |
| 総務部 | 高田晃一 | 総務部長 |
| | 川崎佳久 | 参事兼人事課長 |
| | 坂場信二 | 参事兼総務課長 |
| | 白田佳宏 | 人事課長補佐兼係長 |
| | 磯崎直美 | 人事課行政改革推進室長 |
| | 前橋大介 | 総務課長補佐兼文書法制係長 |
| | 寺山幸宏 | 総務課総務係長 |
| 市民生活部 | 海埜敏之 | 市民生活部長 |
| | 白土光伸 | 市民生活部副部長 |
| | 鈴木健嗣 | 生活安全課長 |
| | 鬼澤哲也 | 生涯学習課長 |
| | 祖傳尚文 | 生活安全課長補佐（消防団担当） |
| | 鈴木正幸 | 生涯学習課長補佐兼芸術文化振興室長 |
| | 川上和之 | 生涯学習課係長 |
| 福祉部 | 大和田征宏 | 幼児保育課長 |
| | 笹沼義孝 | 障害福祉課長 |
| | 中川泰行 | 幼児保育課長補佐兼係長 |
| | 石崎清顕 | 障害福祉課係長 |

○事務局職員出席者

| | | |
|-------|-------|----|
| 議会事務局 | 永井四十三 | 次長 |
| | 佐藤ゆかり | 主幹 |

総務生活委員会

令和4年3月24日（木）

午前9時58分 開会

○鈴木（道）委員長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻より前ですが、皆さんおそろいですので、これより総務生活委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案8件、請願1件の以上9件でございます。

審査の進め方につきましては、最初に議案を審査した後、請願の審査を行いたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、そのように進めてまいります。

まず最初に、議案第33号 ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。高田総務部長。

○高田総務部長 おはようございます。

議案第33号であります。ひたちなか市部設置条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明をいたします。

令和4年度の組織改編によりまして、経済環境部環境保全課を環境政策課に改めることに伴いまして、本条例中の規定を改正しようとするものであります。なお、呼称の変更につきましては、現在、経済環境部環境保全課が所掌する業務において、既に第3次環境基本計画に気候変動対策を位置づけるなど将来に向けた環境政策に取り組んでいることから、市民に対して課が所掌している業務や政策の方向を示すために行うものであります。

それでは、資料3ページの新旧対照表をご覧くださいますと、第2条の表の分掌事務のうち、経済環境部の第5号中、「環境保全に関すること」を「環境政策に関すること」に改めようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 今までの環境保全課が環境政策課になるということで、名前の変更自体はこれから本市も2050年カーボンニュートラルを実効あるものにしていく上で大切なことかなと、環境政策と改めるのは大切かと思うんですけども、これまで環境保全課の中に保全係と対策係と2つあって、それぞれ係長がいてということで責任が明確にあったということが、今後は環境政策課の中に係とかはつくられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまご質問のありました今現在の環境保全課ですけども、環境保全係と環境対策係、2つ、係がございます。今回の組織改編に伴いまして、環境政策課としたところでございますが、係につきましては係体制を取らずに環境政策を一体的に進めて推進していこうということもありますので、人員を流動的に活用しまして、事務を効率的に進めるために係制を廃止したものでございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうはいつでも、今まで行ってきた業務があって、さらにカーボンニュートラルに向けた本当に実効ある施策が必要になってくるときに、責任の所在が曖昧になるといいますか、あるいは一部の人の負担が行くことはないのかというところが懸念されますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今回の組織改編で、係制につきましては廃止いたしますが、現在います係長につきましてはそれぞれ担当ということで、環境政策の担当、環境対策の担当ということで、係長につきましてはこれまでどおり2名配置しまして、その辺の責任を明確にししながら、その係を流動的に対応して、仕事の配分に従って、課で分掌事務のほうを配置していきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 これまでよりも人員配置を厚くするというような計画はあるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 今回の組織改編で、令和4年度の体制につきましては現在の環境保全課と同じ体制でいきたいと思いますが、今後、環境政策を進めるに当たりまして、そういった人員が必要ということであれば、その都度また判断していきたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 環境政策は本当に大事だと思いますので、新しく変わる環境政策課がリーダーとなって進めていっていただければと思います。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 これから環境政策ということになるということであれば、今、宇田さんが言われたことと関連して、政策をこれから担っていくということでしょうから、やっぱりシンクタンク的な専門性の高い人が配置されないと、政策を持っていくというふうにならないのではないかというふうに思うんですが、その辺のところの人材というか、どのように考えているか、ちょっとお聞きしたいですね。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 確かに、今現在、おっしゃられましたとおり、やはり専門的な分野も環境政策には必要と考えてございますので、令和4年度につきましては現体制でこちらのほうを進めていきたいと考えてございますが、その辺の専門的な人員も今後見据えながら、やはり必要とあれば、そういった人員も確保して、配置していきたいとは考えてございます。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 そういうことを考えているということであれば構わないんですが、1人ぐらい補強するぐらいでは、やっぱり足りないという気がしますよね。温暖化問題あり、それからプラスチック対策だとか、そういう環境をどんどん悪くしていくものが非常に多くなっていますから、総合的に本当に環境全体をよくしていくということに努めるということになると、チームとしての力を発揮するためにはそういうところが必要かなということを感じましたので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第34号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願ひます。福地企画部長。説明は着座にてお願ひします。

○福地企画部長 それでは、続きまして議案第34号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書のほうをお開きいただきまして、5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

この条例は、第1条の（趣旨）にもございますように、国の行政手続における特定の個人を識別するための法律、いわゆる個人番号法の定めを受けまして、本市における個人番号、マイナンバーの利用について定めているものでございます。

今回の改正は、大きく2つの要因がございまして、1つ目は、本市で新たに個人番号を活用することができる事務として、福祉関連の事業を追加しようとするものでございます。2つ目は、個人番号法本法の改正に対応しまして、引用する条文番号や条文表現を変更しようとするものでございます。

初めに、第1条及び第5条の下線部の改正は、本法の法改正に合わせまして引用する号の番号を変更しようとするものでございます。

続いて、下段の別表第1は、法律の定めを受けまして、本市が個人番号を利用して情報連携を行うことができる機関と事務を定めているものでございます。

個人番号法においては、この法律そのものにおいて個人番号の利用が認められている法定利用事務が定められておりますが、それ以外に法に規定された範囲において地方公共団体が独自に個人番号を利用することができる独自利用事務につきましては、条例で定めることが必要とされているところでございます。

別表の第1はこの独自利用事務について定めたものでございまして、本市におきましては、現在、別表の改正前にございますように、1のマル福の支給事務、3の就学援助費の交付事務については平成27年9月の本条例制定当初から、また、2の生活保護に準じる外国人に係る

事務につきましては平成28年12月の条例改正の追加によりまして個人番号を利用した事務が可能となっているところでございます。

今回の改正によりまして、改正後でございますように、第3項として障害者支援に関する事務、第4項として幼児保育に関する事務、この2つの事務を令和4年4月1日から市が個人番号を利用することができる事務として追加しようとするものでございます。

次のページをお開きください。6ページ、別表第2でございます。

別表の第2は法定利用事務、そして独自利用事務、この両方につきまして利用することができる機関とその事務ごとに利用できる特定個人情報の範囲について定めているものでございます。先ほどの追加によりまして、独自利用事務として、改正後の第3項に障害者支援関係、第4項に幼児保育の関係を追加いたしまして、それぞれ利用できる特定個人情報の内容を位置づけました。

また、8ページの最終ページをご覧いただきたいと思います。改正後の第17項及び第18項につきましては、こちらは法定利用事務の範囲のものでございますが、それぞれ利用できる特定個人情報の内容を追加しております。

ただいま申し上げましたところ以外の改正につきましては、国の法改正が行われましたことによる変更や項番号の繰下げなどによるものでございます。

今回の改正によりまして、障害者支援関係については、障害者手帳交付申請用診断書料助成、訪問入浴サービス、移動支援、日常生活用具等給付など7事業について、また幼児保育関係については、緊急保育サービス、病後児保育の2事業について個人番号を利用することが可能となります。

これらの事務に係るサービスの利用につきまして、減免の申請を行おうとする住民のうち1月1日の時点で他の市町村に居住していた方につきましては、これまではご自身で当該市町村から証明書を取り寄せていただいてひたちなか市にご提出していただく必要がございましたが、個人番号を利用することで市が直接当該市町村の情報を照会することができるようになり、住民の利便性向上と行政事務の効率化が図れるようになるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 このような条例改正によって例えば本市に税情報がない市民が本市に病後児保育を申請しようとするときに、今後はマイナンバーの記載が必要になるということでしょうか。

○鈴木（道）委員長 大和田幼児保育課長。

○大和田幼児保育課長 ただいまのご質問は、申請する個人がマイナンバーを知らなくてもサービスは利用できるんですかという趣旨かと思うんですけれども、今回の改正はマイナンバーの取得を申請者に義務づけるものではございません。今回の改正は、市が他の自治体にある申請者の税情報を確認することができるようになるというようなものでございますので、円滑なサービス利用に資するものであると考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 申請するときに申請者がマイナンバーを書かなくても行政の事務としてマイナンバーを利用して必要な税情報を取得することができるということで理解いたしました。

この事務を進めていく上で、改めて本市としてシステム改修とかは必要なんでしょうか。

○鈴木（道）委員長 石崎情報政策課長。

○石崎情報政策課長 こちらの条例は、先ほど部長の説明にもございましたとおり、平成27年に制定されまして、平成28年1月1日から施行されております。

こちらの制度によります情報連携は、本格運用が平成29年11月から開始されまして、他市町村との情報のやり取りを迅速化、効率化させるとともに、市民の手続の負担を軽減いたしまして、利便性の向上が図られているところであります。

本市におきましては、この条例を施行いたしました平成27年度に情報提供ネットワークシステムを通じて、他市町村との情報連携を行うためのシステム改修を実施しております。

このたびの条例改正は、番号法の規定に基づき情報連携を行う事務事業を拡大するために必要となる事項を追加しようとするものでございます。この改正によって新たにシステム改修等の必要もございませんし、経費の発生もございません。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。

それで、先ほどの確認で、マイナンバーを記載しなくても大丈夫だということでしたけれども、申請書にはマイナンバーの記載欄が加わるということによろしいのでしょうか。マイナンバーを書ける人は書くということになるということでしょうか。

○鈴木（道）委員長 大和田幼児保育課長。

○大和田幼児保育課長 ご質問のとおり、これは様式のほうに個人番号を書く欄ができるということでございます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、今後、マイナンバーが記載された書類の管理がさらに増えるということになるかと思えます。マイナンバーが記載された書類というのは、他の書類以上に厳格な管理義務が課されております。そのための管理体制について改めて伺いたいと思えます。

○鈴木（道）委員長 石崎情報政策課長。

○石崎情報政策課長 マイナンバーは、個人番号を取り扱う事務をその区域を明確に定めまして、その区域内では個人番号取扱事務担当者以外の者が書類を目にすることのないようにいたしますとともに、書類等の盗難、紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管、その他物理的な安全管理措置を講じております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 議案第34号 ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論します。

本議案は、本市に税情報がない方の税情報をマイナンバーでひもづけ、他市町村から入手できるようにするものです。マイナンバー記載を義務づけるものでもなく、申請手続における市民の利便性向上につながるものと考えます。

しかし、2015年に制度化されたマイナンバー制度は、日本に住む全ての国民、外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、様々な機関などに散在する各自の個人情報をも寄せ、参照できるようにするものであり、プライバシー権侵害の危険性があります。

さらに、政府は、当初導入目的の社会保障、税、災害対策の3分野にとどまらず、デジタル改革関連法でマイナンバーの情報連携を拡大し、マイナンバーカードの鍵機能を使ったマイナポータルを入り口とした情報連携を、行政だけでなく、民間サービスも含めて拡大させようとしています。

今後は、マイナンバーに全ての国民の生まれてから亡くなるまでの官民含めたあらゆる情報がひもづけられ、国家に監視される危険性をはらんでいます。また、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすく、情報漏えいや悪用の危険性が増します。マイナンバー制度の構築、システムの維持、セキュリティー対策に、国民の税金は果てしなく使われることになり、このようなマイナンバー制度は、少しばかりの利便性と引換えに許容できるものではないと考えます。

市職員の皆様には、マイナンバーの取扱いには引き続き十分注意していただくことを要望し、本議案に反対します。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第35号 ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 それでは、座ったままで失礼いたします。議案第35号 ひたちなか市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本市では簡素で効率的な行政運営を目指すために適切な定数管理に努めているところであります。令和4年度の組織改編において市の営繕業務の市長部局への集約及び新上坪浄水場が完成したことによる施設更新推進室の廃止に伴う職員の配置の変更を実施するため、現行条例に規定をされました定数の枠内で本条例中の職員定数を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表の3ページをご覧ください。第2条に定めのある各事務部局の職員の定数について、まず第1号の市長事務部局の職員数を「740人」から「758人」に改め、第3号の教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員数を「140人」から「126人」に改め、第6号の公営企業の職員数を「45人」から「41人」に改めようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第36号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 それでは、議案第36号 ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

令和4年4月1日から国家公務員において、妊娠、出産、育児などと仕事の両立を支援するため、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等の措置が実施をされます。本市におきましても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立がしやすい職場環境の整備を図るため、国と同様の措置を講じることから、本条例についての改正を行おうとするものであります。

それでは、資料の3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず1点目は、非常勤職員における育児休業等の取得要件の緩和であります。

第2条及び第9条の9の規定を改正しまして、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上でなければならないという要件を廃止するものであります。

2点目は、4ページになりますが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定の追加であります。

まず、妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業に関する制度の周知及び育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向の確認に関する規定を第13条として追加するものであります。

次いで、育児休業に関する研修の実施、相談体制の整備等、勤務環境の整備に関する規定を第14条として追加するものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 4ページの第14条についてお聞きします。「研修の実施」「相談体制の整備」「勤務環境の整備に関する措置」と明記してあります。具体的にどのような内容で実践していくのかお聞きいたします。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 第14条の勤務環境の整備でございますが、こちらにつきましては、まず、今年の1月に次世代育成支援対策推進法並びに女性活躍推進法に基づきます特定事業主行動計画、こちらにつきましては今年の1月に一体的に改定したものであります。こちらに基づきまして、この中で、妊娠や出産後における休業制度につきましては、該当する職員に対して説明、周知を行っていき、また研修等の機会を利用して管理監督者も含めて全庁的な取扱いの周知を図っていくということで、こういった特定事業主行動計画にも基づきまして研修等も実施していきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 研修ですが、こういった内容の研修をやられるのでしょうか。また、勤務環境の整備に関してですが、その点をご回答いただいたのでしょうかね、環境の整備という。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 研修の内容ですけれども、管理監督者も含めて制度を知っていただくというのがまず大前提でございますので、研修の機会を利用して、その中でこういった休暇の制度、休業の制度を周知していきたいと考えてございます。

あと、相談体制でございます。こちらは今も人事課のほうでこういった育児休業の関係の相談は受けてございますので、こういった相談は人事課のほうで、本人または所属長のほうから相談があったときには丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 すみません。あと、3の勤務環境の整備に関する措置がご回答をまだいただいていないと思うんですが。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 こういった周知をしていくに当たりまして、まずやはり所属長に理解していただくというのが一番大切なことと考えてございますので、所属長にこういった育児休業制度の今度改正があるということは、十分周知していきたいと考えてございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ございませんか。宇田委員。

○宇田委員 3ページの育児休業のところ、今後は非常勤職員が1年以上じゃなくても育児休業を取れるということですが、子どもが何歳になるまで、いつまで育児休業が取れるということでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 会計年度の非常勤職員として会計年度任用職員が対象になりま

すけれども、こちらの育児休業につきましては、子どもが1歳になるまでが対象となっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 3ページの（3）の（ア）というところに、1歳6か月とか2歳に達する日とかという年齢が書かれております。このところ、ちょっとご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 （ア）のところでございますが、こちらで条件として載せてございますけれども、こちらはまず「1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること」、また「及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員」が対象にはならないということですが、1歳6か月までに任期が満了になる、また、及び引き続いて採用されない、こういった方については対象にはなりませんということをおたてさせていただきます。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっと分かりづらかったんですけど、会計年度任用職員というのは1年単位で採用される方なので、例えば採用されて半年で育児休業を取りました、1年取りたいですとなりますと、その会計年度を過ぎてしまうわけですね。そういう場合の扱いについて伺います。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 まず、会計年度任用職員ですけれども、年度ごとに任用期間が決まっておりますので、例えば3月31日まで任用期間があったと、最終的に満了となる期間となりますと、まず、育児休業を、そこに途中で任用期間が来てしまうという場合は、こちらの育児休業の承認が、例えば出産して7月から育児休業を取った場合、3月31日の任期満了日まで承認ということになります。その後、再度任用するということになった場合は、その育児休業を1年取る場合は4月1日から7月までということで育児休業を承認して、1年間、1歳に達するまで取れるということになります。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 そうしますと、会計年度を越えて育児休業を取るということも今後はあり得るのかなというふうに思いますが、そのことをもって、この4ページの12条の2にもありますが、「不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない」というような言葉もありますので、引き続き育児休業中であっても次の年度の更新手続きが、必ず行われるということもないのかもしれないんですけども、育児休業を取っているからといってもう更新できませんというようなことがあってはならないというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 ただいまおっしゃられましたとおり、育児休業を理由にして次の任期の更新を行わないということのないように、そちらは各所属長には周知していきたいと思っておりますので、任用の更新に当たっては、まずやはり勤務の成績などを考慮して任用の更新を

行っていただきたいということで、育児休業を理由に更新をしないということがないようにしていきたいと考えております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 あと、育児休業の下の部分休業というものもあるんですけど、この部分休業というものはどういうことでしょうか。

○鈴木（道）委員長 川崎総務部参事兼人事課長。

○川崎総務部参事兼人事課長 育児休業の部分休業ですが、こちらにつきましては、育児休業が終わった後に、保育園等送り迎えとかそういったこともございますので、1日に2時間まで時間として取れることになってございます。例えば夕方1時間だけ、そこを部分休業で休むということも可能でございます。こちらにつきましては、年齢が子どもが3歳に達するまで取得可能でございます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第37号 ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

では、提出者の説明を願います。高田総務部長。

○高田総務部長 それでは、議案の第37号であります。ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

近年の特定家畜伝染病や新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑みまして、感染症の防疫作業などに従事した職員に対して防疫等作業手当を支給しようとすることから、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、3ページの新旧対照表をご覧くださいませ。

1点目は、特殊勤務手当の額に関する規定の変更であります。

現在支給している特殊勤務手当の最高額が月額5,000円であること、また国、県が支給している新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る手当の最高額が日額4,000円であることから、4行目の第3条の規定を改正し、月額と、日額または件数による限度額の区分を廃止し、限度額を一律5,000円に変更しようとするものであります。

第2点目は、防疫等作業手当に関する規定の追加であります。

別表第2条関係を改正し、特殊勤務手当の種類及び支給対象業務の最後の欄に防疫等作業手当に関する規定を追加しようとするものであります。

なお、具体的な金額につきましては規則で定めることとなりますが、規則の本則において、鳥インフルエンザ等の対応時を想定し1日につき290円、それと新型コロナウイルスに関する特例として職員が宿泊療養施設などで作業に従事した場合は1日につき3,000円。なお、患者等の身体に接触する場合は1日につき4,000円とし、この金額については人事院規則に準じている金額であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第40号 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を願います。海埜市民生活部長。

○海埜市民生活部長 失礼します。着座にて説明させていただきます。

議案第40号 ひたちなか市子育て支援・多世代交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今回の条例制定の理由につきましては、津田コミュニティセンターの敷地内に所在する陶芸室について、昭和57年に開設しましたが、39年が経過し老朽化が著しいことから、本年3月31日をもって同施設の供用を廃止するため、本条例の別表のうち、陶芸室の部分を削除するものであります。

3ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

新旧対照表、別表第1、それからその下の別表第2、それぞれアンダーラインの部分になります。陶芸室の区分が一番下にございますけども、そちらをそれぞれ削除しようとするものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 老朽化が原因だという、背景だということは理解するところでありますけれども、この陶芸教室に登録している方とか参加している方は300人ぐらいいらっしゃ

るそうで、ここの場所を残してほしい、あるいは老朽化はあるにしても残してほしいというようなことでの随分ご意見があって、納得していない方が相当いらっしゃるというふうに聞いているんですけども、この辺のところについて、若干経過的なものも含めて聞かせてもらえないでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 こちら、まず、利用団体なんですけど、陶芸協会、1団体が利用しております。会員数は現在71名いると伺っております。

今回の廃止条例のほうの提案ですけども、躯体建物が老朽化によりちょっと安全性が担保できないということで廃止するわけでございますけども、利用者につきましては、市毛にハーモニーセンターというのがあるんですけど、陶芸がそちらは設置されているものですから、そちらのほうを使用するよにということで提案をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 ありがとうございます。分かりました。

ハーモニーセンターに移ったという話は少し風のうわさで聞いてはいたんですけど、ただ、利用者の側からすると、津田のコミュニティセンターの面積の大きさというか、それから比べるとハーモニーセンターというのはどうも場所が限られて、狭くなってきているので、作ったやつを焼く、登り窯と言うんですけど、そういった施設等もほとんどなくて非常に利用しづらいという声も来ているんですけど、その辺のところというのは、何かお手当をするような考えというのはないんでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 現在、津田のほうは陶芸窯、電気窯が2基設置されています。今度提案させてもらっている市毛ハーモニーセンターのほうは1基ということで、当然、今の現状から比べれば焼く回数というか、本焼きの回数は限られてくるのかなと思いますけども、その点は、ワークプラザにも陶芸窯は設置されております。そういったところも使用できますので、団体のほうにはそういったところも使用するよにということで提案はさせてもらっています。

あと、場所の大きさですが、今現在、約20坪ぐらいの大きさなんですけども、市毛ハーモニーのほうは15坪ということで、当然5坪ほどちょっと面積は狭いかなと思うんですけども、その辺も陶芸さんのほうとお話はさせてもらっているんですけども、活動の班体制というんですかね、一挙に入られる人数というのは限られますので、その辺も団体として考えながらやっていただければということでお話はさせてもらっています。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 分かりました。ただ、1か所で広さが確保されているという、そこにみんなが集まってくるという、そういうのを何か望んでいるということもあって、今お話があったワークプラザがあり、それからハーモニーセンターがありということで、分散されるということで、何かいろいろご不満があるようなんですよね。例えばハーモニーセンターであれば駐車

場が足りないとか、そういうような話も出されてはいるんですけど、そういう点で言うと、もう少しこれから将来的に、やっぱり文化的な、多世代交流とはいえ文化的な要素を持った人たちをもう少し温かく見守っていくというような施策が求められてくるのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 もちろん委員さんがおっしゃるとおりだと思います。その辺も踏まえまして、団体さんと今後、空き家なんか当然、空き家バンクのほうであればその辺の申請も出していただいて、マッチングを図りながら、その都度、場所の提案というのをさせてもらいたいなと思っております。

○鈴木（道）委員長 井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 では、そういう方向で追求していくということで理解してよろしいですね。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 はい。今後も団体に対して様々な提案をさせていただきたいと思っております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 今の関係で、特殊団体がということで、ほか、これから利用していないところがあるから、逆に、従来、市民が動いていたところにその団体の部分のところのバランスというか、やっぱり陶芸の方がそういう専門家だと結構予約とかという、そういうほうの調整はうまくやっていただきたいなというところを非常に今感じたんですけど、その辺の心配とかは何かありますか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 当然1団体に対して市のほうで場所を全て用意するというところはちょっと不可能な部分がございますので、様々な文化団体がございますので、そういったところもちのほうでしっかりとお伝えしながら、ご自身で自助努力してもらおうところは自助努力してもらおうというところをしっかりと伝えて今後もいきたいと思っております。

○鈴木（道）委員長 深谷委員。

○深谷委員 課長の言ったとおりだと思いますので、施設が老朽化というところで、幸いにも、でもバックアップということはあるので、それによって、逆に今までうまく回っていたところがということではなくて、特定団体とかということではなくて、一市民という公平な立場でやっていただければと思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 これまでこの陶芸室を使うときには有料で、お金を払って使っていたわけですが、今後は市毛ハーモニーセンターを使うに当たって料金はかかってくるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 市毛ハーモニーセンターのほうは福祉部の所管で管理運営しています。

こちらは現在、使用料は無料と伺っております。4月からも無料と伺っています。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この設管条例から陶芸室がなくなるということで、今後の、さっきの井坂（章）委員のところでもちょっとやり取りされたかと思うんですが、市がどういうふうに関わっていくのか。市というか生涯学習課としてこの陶芸教室にどういうふうに関わっていくのかというところも、もう一度ちょっとご説明をお願いします。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 陶芸協会との関わりなんですけれども、文化協会に加入している団体はほかにもございます。約90団体、2,000人弱の会員さんがおるんですけども、こちら、1団体に対して融通を利かせるとか、そういった考えはございません。全て一律に、提案できるものは提案したり、また、この陶芸のほうの、今回陶芸室を廃止するに当たって、市として新たに陶芸室を設置するという考えも現在は持っておりません。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 市毛ハーモニーセンターをこれからは無料で陶芸協会の人は使うようになるということですが、他の団体がこの市毛ハーモニーセンターを使うということは考えられるのでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鬼澤生涯学習課長。

○鬼澤生涯学習課長 はい。市毛ハーモニーセンターも当然市民の方であれば使える施設でございますので、陶芸協会が独占的に使う施設ということではございませんので、ほかの団体も当然使うという理解でよろしいかと思えます。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第44号 ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。海埜市民生活部長。

○海埜市民生活部長 それでは、議案第44号 ひたちなか市消防団条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今般、消防組織法第37条の規定に基づく助言としまして消防庁長官から通知が発出され、

非常勤消防団員の報酬について、出動回数にかかわらず支給する年額報酬と、災害や警戒・訓練等の職務に従事した場合において支給する出動報酬の2種類とし、これら報酬額の見直しを含め、団員の処遇の改善に向けた方針が示されました。

このことから、本市においても「費用弁償」を「出動報酬」に改めるとともに、年額報酬及び出動報酬額を改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

4ページ、5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

アンダーラインの部分となりますけども、まず第12条の報酬種目であります。報酬種目を年額報酬と出動報酬に改めるものであります。そして、各報酬の支給月を改めます。今までは支給月が示されておきませんが、年額報酬、年2回にして10月及び3月に支給すると。それで同項の出動報酬は出動した月の分を翌月にするというものであります。

それから第13条の第1項、そちらのほうを削除しまして、別表の第1、第2表のほうですね、そちらのほうは報酬に基づきまして報酬額を改めます。

そのほか、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 この消防団の方たちの報酬が非常に、もう倍近く上がるということで、これは歓迎すべきことだなというふうに思います。それで、本市の消防団の標準団員数というのは何人になっていて、現在何人、実際にいるのかというのをお聞きします。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまのご質問にお答えします。

消防団のほうについては、条例定数のほうが決まっています、400人ということになっております。現在の定数については、令和3年4月1日現在で378名ということになっております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 ちょっと最後聞き取れなかったんですが、378人ということよろしいですか。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この処遇改善がされたことで処遇面での問題は解決されたというふうに考えてよろしいでしょうか。処遇というか財政面といいますか、消防団員の。解決されたと考えてよろしいでしょうか。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 財源の部分では、先ほど部長のお話からもあったように、国のほうの通達に基づいて報酬の策定基準というのが定められています。その基準をベースに、うちのほうはそれに倣ったような形でさせていただいている現状があります。

あと、地域の実情によって、やはり市町村によっては、ばらつきがあるのが現状です。これ、全く変えないところもありますし。ただ、ひたちなか市においては金額的には低い位置にありましたので、これを一気に引き上げて全国基準にそろえたという意味では一定の効果があるも

のと期待しております。

○鈴木（道）委員長 宇田委員。

○宇田委員 条例定数が400のところ、378人であるということで、今後、条例定数まで団員を確保する上での課題ということについて伺います。

○鈴木（道）委員長 鈴木生活安全課長。

○鈴木生活安全課長 ただいまの質問にお答えします。

消防団員の人数については全国的な問題ということで、ここ2年の間に全国で1万人以上が毎年減っているというような現状にあります。幸いにしてひたちなか市においては、ここ5年間の最大のピークが385名ということで、微減というような状況に置いております。

ただし、将来的な過疎的なものを考えれば数は少なくなっていくだろうということで、今回の通達の中を踏まえて、消防庁のほうでは消防団員の処遇に関する検討会というのが開かれました。その中で、今後検討すべきことについては、処遇の改善を一つとして、そのほかに団に対する理解の促進でありますとか、あとは幅広い入団の促進、あるいは活動の在り方にまで踏み入って今後検討していかなきゃならないだろうという検討の報告の意向が出ています。ですので、ひたちなか市も、今後、その団員の状況によって、数を確保するだけではなくて、効率的な消防団運営についても着手しなきゃならないというふうに考えております。

○鈴木（道）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第46号 公の施設の広域利用に関する協議についてを議題とします。

提出者の説明を願います。福地企画部長。

○福地企画部長 それでは、議案第46号 公の施設の広域利用に関する協議についてご説明を申し上げます。

県央地域首長懇話会を構成する9市町村におきましては、構成市町村内の居住者であれば、他の市町村が設置する施設であっても施設を有する市町村の住民と同じ手続、同じ料金で利用することができる公共施設の広域利用に関する協定を締結しているところでございます。このたび、協定書に定める対象施設に追加等が生じることから、地方自治法の定めに基づきまして、協定の変更に係る協議について、議決を求めようとするものでございます。議案書をお開きいただきますと、今回の協定書の案を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

3 ページの別表をご覧ください。こちらは市町村別に広域利用の対象となる全ての施設を掲載したものでございます。設置管理上、もともと居住地域等によって料金の格差や使用制限がない施設、例えばひたちなか市文化会館などは協定する必要がございませんので、協定の対象外となっております。

ひたちなか市の対象施設に変更はございませんが、他の市町において変更等が生じる施設が4施設ございます。

まず、3 ページの下から4つ目、水戸市でございますけれども、下入野健康増進センターが新設に伴いまして追加となっております。水戸市の新ごみ処理施設建設に伴う還元施設として整備されたものでございまして、令和4年4月から供用開始を予定しております。屋内プールや温浴施設、グラウンドゴルフ場などを有する施設でございます。

続いて、4 ページをお開きください。笠間市におきまして国内最大級のスケートボード施設、笠間芸術の森公園スケートパークが令和3年4月にオープンしておりまして、こちらも新設に伴い追加となるものでございます。

続いて、5 ページの後段でございます。茨城町でございますが、運動公園の一番上に多目的広場がございます。これはこれまでの陸上競技場から用途変更に伴いまして名称を変更したものでございます。

最後に、6 ページをご覧ください。城里町の一番下でございます。コミュニティセンター城里に図書室を追加しております。こちらは既存施設でございましたが、改めて協定書に反映させたということでございます。

例年、協定内容に何らかの変更が生じた場合、9市町村共にそれぞれの3月議会において議決をいただいた上で、現協定を3月31日付で廃止をしまして、新たな協定に基づく広域利用を同年の4月1日から開始するというものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木（道）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

暫時休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時13分 再開

○鈴木（道）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

執行部から申出を願います。福地企画部長。

○福地企画部長 このたびは申し訳ございません。議案第46号 公の施設の広域利用に関する協議でございますけれども、自治法の定めに基づきます議決の案件の範囲につきましては、広域利用を行う施設の名称のことの議決をいただくというような形になりますので、よろしければ最後の7ページのところは削除をした上で議決を賜れば大変ありがたいと思っております。

す。よろしくお願ひいたします。

○鈴木（道）委員長 委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 では、異議なしと認めます。

では、提出者より後ほど、本会議最終日までに、その正誤の内容について提出を求めます。

では、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

執行部入替えのため、暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○鈴木（道）委員長 では、委員会を再開します。

次に、請願の審査を行います。

請願第25号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する事についてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に写しを配付しております。

新たに付託されました請願第25号について、事務局職員に朗読させます。佐藤主幹。

（事務局朗読）

○鈴木（道）委員長 それでは、何かご意見等ありましたら発言を願います。薄井委員。

○薄井委員 現在も続いているロシアによるウクライナへの一方的な現状変更を試みる軍事侵攻は、明らかにウクライナの主権、人権、領土といった一体性を侵害するものであって、断じて国際社会として容認することはできないという中で、今回の請願の内容につきましてはこれに類似するような人権侵害など一部内容であって、国際社会においても懸念しているものであります。

そのような中で、この新疆ウイグル自治区での中国の人権状況に関しては、既に2月に衆議院にて懸念を示す採択をしているわけであります。決議の中では、中国を念頭に力による現状の変更を国際社会に対する脅威と認識しまして、国際社会が納得するような形で説明責任を果たすよう強く求める内容であって、国連においてもこの問題を重要視しており、多くの国々が非難声明を出して、中国への圧力を強めている。

そういうふうな中で、そこで今回の請願の事項の内容ですが、この内容は既にこれは衆議院にて取り上げており、懸念を示す決議として採択をしていると。そういうことから、この請願の趣旨は十分に理解した上で、意見書を提出せずに、趣旨採択の形でよいのかというふうに思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかに意見ございますか。宇田委員。

○宇田委員 確かに衆議院では決議が上がっておりますが、中国がというふうには断定していないわけなんですよね。やはり今回のロシアの侵略行為を見ても、しっかりと国を指定して抗議の声を上げることが非常に大切だと思いますので、私はこの請願は採択すべきだというふうに考えます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。鈴木（一）委員。

○鈴木（一）委員 中国共産党が今までこういったウイグル族に対して卑劣極まりないことをしているということは市民の皆様もよく知っていらっしゃるって、不信感を持たれているということはもちろんですし、我が国においても中国で、あれは2010年でしたか、中国で法律ができてね、国防動員法でしたっけ。それができてから日本の土地を買いあさるなど、日本でもすごく不快に思っている方が多数いらっしゃいます。

そのような中で、今回、ウクライナの問題でロシアに不信感を抱き、また平和を守るどころか戦争さえも止めることができない国連に対しても市民の皆様方は大いに不信感を持っておられる。その国連の協議機関というか、その協議機関であるアムネスティ・インターナショナル、こういった団体からの請願ではございますが、趣旨はもう全く同感であり、分かり得るものでございますけども、採択までには至らないのではないかということは、市民の皆様方の声を総合すると、そういうふうに私は思います。

以上です。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 これより討論を行います。討論ございますか。宇田委員。

○宇田委員 2月1日に、先ほどもありましたけれども、衆議院で新疆ウイグル、チベット、南モンゴル、香港等における信教の自由への侵害や、強制収監をはじめとする深刻な人権侵害への懸念が示されています。人権問題は一国の内政問題にとどまるものではないとして、情報収集、監視、救済することが必要だという決議が上げられました。

中国の人権侵害に対して、国際社会が早い時期から一致して批判し、抗議する必要があると感じています。今回のロシアのウクライナの侵略行為がなかなか国連でも止められないという問題もありますが、やはり武力ではなく、国際世論の力でこのような人権侵害は止めていくことが必要だと思っております。

今、中国が行っていることは、世界人権宣言、国際人権規約、ウィーン宣言など、国際人権規定に照らしても許されない人権侵害だという立場を本市議会として表明し、国に意見書を上

げることとはとても重要なことだと思ひまして、本請願は採択すべきだと考へます。

○鈴木（道）委員長 ほかにございますか。薄井委員。

○薄井委員 先ほども述べたように、この新疆ウイグル自治区での中国の状況に関しては、既に2月に衆議院にて懸念を示すという採択をしていると。その中で、今回の国や国連において、もう既に今回の請願事項の2つは十分網羅されている内容を先行して既に、憂慮し、看過できないという声明も出している。そういうふうな動きが出ていることから、今回はこの請願の趣旨は十分に理解した上で、意見書を提出せず、趣旨採択の形でよいというふうに思ひます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。井坂（章）委員。

○井坂（章）委員 人道的な観点から、やっぱりこういう弾圧するようなことはやめさせるべきだというふうに思ひます。ただ、国として中国に何か物を言うと、何か中国にとっては不都合なことが生じると、後で報復手段というのが考へられるということで、そういったことがどうもこの間の過去の経過からするとあるものですから、やっぱりこれは趣旨採択というところにとどめておいて、決めていくということがいいのではないかとこのように私に思ひます。

○鈴木（道）委員長 ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決を行います。本案は趣旨採択とすべきものとするに賛成の委員の起立を願ひます。

（賛成者起立）

○鈴木（道）委員長 起立多数です。よって、本件は趣旨採択すべきものとするに決定をいたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

（執行部退席）

○鈴木（道）委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思ひます。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件についてご意見を願ひます。鈴木（一）委員。

○鈴木（一）委員 昨年でしたか、入札のやり方が変わったんですよ、物品とか。そういったことについてもうちょっと詳しく知りたいなというのがありますし、来年度から管財課が2つに分かれるということもございますので、入札を中心とした中での新しい管財、新管財課というか、2つに分かれる職掌というか、そういうのを研究したいというか、調査を行いたいというのがあります。

○鈴木（道）委員長 ほかに意見ありますか。薄井委員。

○薄井委員 取りあえず、何かというよりも、私個人というよりも、もし何かそういう研究内容があれば正副一任で願ひしたいと思ひます。

○鈴木（道）委員長 ほかにご意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、先ほど委員から意見が出た内容と、また、正副一任という声がありました。こちらについては、皆様、正副のほうに内容についても、先ほどの話を踏まえながらでございますが、一任をいただいて、こちらで皆様に決まりましたら通知してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 では、そのようにさせていただきたいと思います。開催する場合は、改めて内容と予定を通知いたしますので、よろしく願いいたします。

では、次に行政調査の実施について協議したいと思います。

この件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、議会運営委員会で定めた基準に基づいて実施することとされております。

行政調査の実施についてご意見を賜ります。薄井委員。

○薄井委員 行政調査に関しては、コロナ禍の影響もありますけど、正副一任でよろしいかと思えます。

○鈴木(道)委員長 ただいま正副一任という意見が出ました。実施するかどうかも含めて、日程なども正副委員長にお任せさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○鈴木(道)委員長 閉会中の継続調査申出について、事務局職員に説明をさせます。佐藤主幹。

○佐藤主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、本会議最終日に委員会から継続調査の申出をするものでございます。

案件といたしましては、企画行政について、行財政改革について、税務行政について、市民生活行政についてということで、総務生活委員会の所管をしている事務を広く拾うような形で案を作成しております。

委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○鈴木(道)委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申出について、何かご意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木(道)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木（道）委員長 では、異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出をいたします。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木（道）委員長 それでは、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして総務生活委員会を終了します。

午前11時38分 閉会